

医療法人の理事者確認書に関する Q & A

2018 年 4 月 6 日
改正 2020 年 2 月 5 日
改正 2022 年 2 月 17 日
最終改正 2025 年 2 月 13 日
日本公認会計士協会

はじめに

本研究報告は、医療法人会計基準（厚生労働省令第 95 号 平成 28 年 4 月 20 日）を採用している医療法人の計算書類監査等において理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q & A として示すとともに、監査基準報告書 580「経営者確認書」（以下「監査基準報告書 580」という。）を基にした「理事者確認書」の具体的な記載例を示したものである。

Q 1 この研究報告と監査基準報告書 580 は、どのような関係にありますか。

A 1 :

医療法人の監査においても、理事者確認書の取扱いは監査基準報告書 580 によるが、医療法人と企業との相違から、取扱いが異なる項目や留意すべき事項を、本研究報告において明らかにすることとしたものである。

なお、監査基準報告書 580 を医療法人の監査の実務に具体的に適用するに当たって、該当のない事項については当然に適用にならないことのほか、用語について必要に応じて読み替えることなどに留意しなければならない。

Q 2 企業会計の基準と医療法人会計基準は異なりますが、監査基準報告書 580 を医療法人の監査に適用するに当たってどのように留意したらよいですか。

A 2 :

1. 企業会計の基準と医療法人会計基準では、作成が求められる計算書類が異なるほか、連結会計制度の有無など、幾つかの点で相違がある。

これらの会計基準間の相違に対応して、理事者に確認する事項は、企業の経営者に確認する事項と異なることになる。なお、具体的な記載例については、Q 4 に示している。

2. また、医療法人には当てはまらない事項として、読み替えが必要な用語の例及び読み替え後の用語は、それぞれ次のとおりである。

- ① 財務諸表 → 計算書類
- ② 経営者 → 理事者
- ③ 事業年度 → 会計年度
- ④ 我が国において一般に公正妥当と認め

られる企業会計の基準 → 厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等

- | | |
|-----------------|--|
| ⑤ 企業 → 医療法人 | ⑩ 株主総会及び取締役会の議事録 → 社員総会又は評議員会及び理事会の議事録 |
| ⑥ 代表取締役 → 理事長 | ⑪ 継続企業の前提 → 継続事業の前提 |
| ⑦ 取締役又は執行役 → 理事 | ⑫ 経営計画 → 事業計画 |
| ⑧ 監査役等 → 監事 | ⑬ 従業員 → 職員 |
| ⑨ 規制当局 → 所管官庁等 | ⑭ 関連当事者 → 関係事業者 |

Q 3 監査基準報告書 580 で示されている確認事項について、医療法人の場合、相違がありますか。

A 3 :

監査基準報告書 580 第 9 項から第 11 項では、「経営者の責任に関する確認事項」が定められており、これについては医療法人であっても基本的に同様の対応が求められるものと考えられる。

また、同報告書第 12 項では、監査人は、「監査基準報告書で要求されている確認事項に加えて、財務諸表又は財務諸表における特定のアサーションに関連する他の監査証拠を裏付けるため、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。」とされており、同報告書の《付録 2 経営者確認書の記載例》では、確認事項についての記載例が示されており、要求事項に基づく記載例やその他の追加項目の確認事項については、Q 2 で示した読み替えを行う。

なお、監査基準報告書 580 の《付録 2 経営者確認書の記載例》の「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」において、追加の確認事項について記載例が示されているが、株主の不存在により確認事項とならない「株主名簿における名義貸し等に関し、関連当事者の存在に影響を及ぼす可能性がある場合」等、該当のない事項を除き、監査人が確認を求める必要があると判断する場合には、医療法人においても確認事項として考えることとなる。

さらに、Q 2 で示したように、企業会計の基準と医療法人会計基準では、作成が求められる計算書類が異なることなどから、監査基準報告書 580 に示されている記載例以外にも、非営利法人委員会実務指針第 39 号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」において監査上の留意事項として説明されている以下の事項について、追加的に確認することが望ましい。

○医療法人会計基準において容認されている、簡便的な会計処理を採用している場合

医療法人会計基準において、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満の医療法人は、簡便的な会計処理を採用することが容認されている。医療法人が簡便的な会計処理を採用しているかどうかは、計算書類の利用者が計算書類を理解する基礎として重要な項目であると考えられるため、理事者確認書においても当該簡便的な会計処理を採用している旨の記載を求めることを検討する。

Q 4 医療法人に対する監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。

A 4 :

次のような記載例が考えられる。

○医療法に基づく医療法人の監査の理事者確認書の記載例

×年×月×日

○○公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○殿（注1）

医療法人○○○○

理 事 長 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

財務担当理事 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

本確認書は、当医療法人の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）

記

計算書類

1. 私たちは、×年×月×日付けの（××会計年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成する責任（継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続事業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。計算書類は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積もりについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積方法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
4. 関係事業者との関係及び取引は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注3）

5. 会計年度の末日後本確認書の日付までに発生した計算書類に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。(注3)
6. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等(注4)は全て、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して適切に処理又は注記されております。(注3)
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注3)
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準報告書580のA9項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第37号「医療法人の理事者確認書に関するQ&A」の「その他追加項目の確認事項(計算書類監査全般に共通する事項)の記載例」参照)

提供する情報

9. 貴殿に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された理事会及び社員総会(注5)の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当医療法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
10. 全ての取引は会計記録に適切に処理され、計算書類に反映されております。
11. 不正による計算書類の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。
12. 当医療法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴殿に提供いたしました。
 - 理事者による不正又は不正の疑い
 - 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
 - 上記以外の者による計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 職員、元職員、所管官庁等又はその他の者から入手した計算書類に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴殿に提供いたしました。
14. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認

識している全ての事実を貴殿に提示いたしました。

15. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴殿に提示いたしました。
16. 関係事業者の名称、並びに認識された全ての関係事業者との関係及び関係事業者との取引を貴殿に提示いたしました。
17. 事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（注6）については、最終版の提供が可能となった時点で、当該文書を発行する前に貴殿に提供いたします。（注7）
18. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準報告書580のA10項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」並びに非営利法人委員会研究報告第37号「医療法人の理事者確認書に関するQ&A」の「その他追加項目の確認事項（計算書類監査全般に共通する事項）の記載例」参照）
19.

以上

○その他追加項目の確認事項（計算書類監査全般に共通する事項）の記載例

継続事業の前提に係る事項（注8）

（継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき）

- ・ 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。
- ・ 継続事業の前提に基づいて計算書類を作成することが適切であると判断しております。
- ・ 継続事業の前提に関する事項は全て計算書類に注記しております。
- ・ 計算書類に注記した継続事業の前提に関する事項を除き、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。
- ・ 貴殿に提示いたしました対応策は実行可能であり、継続事業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消（又は改善）するよう努力しております。

（継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき）

- ・ 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴殿に提示した対応策により、継続事業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

会計方針に係る事項

（会計方針の変更がない場合）

- ・ 計算書類は、前会計年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類に適切に注記しております。

(会計方針の変更がある場合)

- ・ 計算書類は、下記の事項を除き、前会計年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類に適切に注記しております。
- ・ 当会計年度に行った○○に関する会計方針の変更は、[変更の理由を記載] であることから、当医療法人の状況に即して適切であると判断しております。

(採用された簡便的な会計処理について確認書に記載を依頼する場合)

- ・ 計算書類注記 XX に記載しているとおり、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、○○に係る会計処理については○○という簡便的な処理を採用しております。

全般的事項

- ・ 計算書類の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす事業計画や意思はありません。
- ・ 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響を及ぼす契約諸条項は、全て遵守しております。
- ・ 所管官庁等からの指摘・勧告等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。

その他

(資産の所有権)

- ・ 計算書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。

(補助金等の会計処理)

- ・ 国又は地方公共団体から受け入れた補助金等は、計算書類に適切に計上及び注記しております。

(棚卸資産の評価)

- ・ 過剰在庫又は滞留在庫は適切に把握され、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。
- ・ 時価を超過する金額で計上されている棚卸資産はありません。

(事業未収金の評価)

- ・ 事業未収金について貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適切な引当金を計上しております。

(ソフトウェアの会計処理)

- ・ 無形固定資産として計上されている法人内利用のソフトウェアは、将来の収益獲得又は費用削減が確実なものであると判断しております。

(退職給付債務の算定上の計算基礎)

- ・ 退職給付制度に関する重要な情報を全て貴殿に提示しております。また、退職給付債務及び退職給付費用を測定するための数理計算上の計算基礎や計算方法は、当医療法人の状況から見て適切なものであると考えております。
- ・ 計算書類への計上又は注記並びにそれらの基礎となる会計記録の金額の算定に当たっては、専門家を利用してますが、専門家の適性、能力及び客観性を検討し、○○の評価の際に利用した専門家の作業結果に合意しております。

(債務及び偶発債務の網羅性)

- ・ 計算書類の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務は、保証に係るものも含め、文書によるものも口頭によるものも貴殿に提示しており、また、計算書類に適切に計上又は注記しております。(注9)

(訴訟事件等)

- ・ [請求者名]による○○損害賠償請求訴訟は、現時点では、合計○○百万円で解決する見込みであり、計算書類に適切に計上しております。(注4)

(税金)

- ・ 適正な法人税等及び法人税等調整額を計上しております。なお、税務当局による重要な更正がある場合又はそれが予想される場合には、貴殿に会計処理を裏付ける税務当局の見解や文書又はその他の適切な情報を提示した上で、適切に計上しております。
- ・ 繰延税金資産に関しては将来の回収可能性を十分に検討し回収可能な額を計上しております。

(損益計算書の表示)

- ・ 損益計算書に計上されている事業損益は、医療法及び定款(注10)に従い、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に適切に区分しております。

以 上

(注1) ① 監査人が公認会計士の場合であるときは、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○○監査法人
指 定 社 員 公認会計士 ○○○○ 殿
業 務 執 行 社 員

③ 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○○監査法人
業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 殿

④ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○○有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 殿
業務執行社員

(注2) 監査基準報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注3) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注4) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

(注5) 医療法人財団の場合は、「社員総会」を「評議員会」とする。

(注6) 社会医療法人債発行法人については、「キャッシュ・フロー計算書」を追記する。

(注7) 該当する文書を既に入手している場合には記載は不要である。なお、医療法第51条第1項において、その他の記載内容に該当する文書については、会計年度終了後2月以内に作成することとなっている。

(注8) 繼続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な事象又は状況が存在する場合には、状況に応じて記載する。

(注9) 債務又は偶発債務の網羅性を特に確認したい場合には、「計算書類の作成に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務」を「全ての債務又は偶発債務」とする。

(注10) 医療法人財団の場合は、「定款」を「寄附行為」とする。

以上